**8　消費者問題**

**(1) 現状と問題点**

1980年代以降、行政による事前的規制から事後的規制へと規制の形態を変化させて経済活動の自由を拡大し、これに伴って「保護される消費者」から「自立した消費者」へと消費者像を転換させようとして、市場メカニズムと消費者の自己決定を重視する方向が唱えられてきており，この流れは現在も継続している。

しかしながら、現実には、商品や役務の内容、契約条件等に関する専門的知識や交渉能力等を欠く消費者個人とそれらを保有する事業者という構造上の問題は何ら変わっていない。こうした状況では、消費者トラブルが加速化・深刻化するのは当然であり、事後的規制のみでは十分な消費者の保護を図ることはできず、現に消費者が被害を受けている事件はとどまるところがない。経済成長を目的として政府が規制緩和の動きを強めている中で，消費者保護は自由かつ公正な市場の基盤を構成するルールであることを確認することが重要である。

生活の消費への依存がますます強まり、消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差が決定的になっている現代社会において、消費者の権利、すなわち①基本的な需要が満たされること、②健全な生活環境が確保されること、③安全が確保されること、④自主的・合理的な選択の機会が確保されること、⑤必要な情報が提供されること、⑥教育の機会が提供されること、⑦意見が消費者政策に反映されること、⑧被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済されることについての権利の実現・充実は、ますます重要になっている。

このような消費者問題の現状を踏まえ、2009（平成21年）11月6日に日弁連人権擁護大会において採択された「消費者被害のない安全で構成な社会を実現するための宣言」、2015（平成27年）11月20日の日弁連「消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書」をも踏まえ、われわれが、消費者被害の予防と救済のために取り組むべき課題は、およそ次のようなものである。

**(2) 統一的な法制度の整備と消費者庁・地方消費者行政の活動の充実**

**①　消費者庁等の活動への助力・提言と地方移転の阻止**

消費者被害を予防し迅速かつ実効的に回復するためには、一元的で強力な監督・執行力を有する行政とその行政組織が行う統一した消費者政策が必要である。

2009（平成21）年9月1日から設置された消費者庁が、真に消費者行政が国の行政の柱となり、消費者行政の司令塔として機能するように、消費者委員会と協力しつつ強力かつ有効にその活動がおこなわれるよう監視し、あるいは積極的意見を述べる等により、消費者行政の充実を図ることが必要である。消費者庁における消費者行政の対応の遅れや不足も大規模消費者事件の発生とともに指摘されているところでもあり、行政機関に対する弁護士会からのますますの助力・提言等を行う必要がある。

消費者庁と併置されている消費者委員会は、独立して消費者庁を含む消費者行政全般の課題を指摘し、消費者行政全体の推進を図る原動力となっている。このような消費者委員会の消費者行政の質向上に貢献する機能を維持し、弁護士会もその活動を注視するとともに課題提起に協力していくべきである。

今後も、消費者庁の活動の充実を図るべく各省の縦割りを超えて幅広い分野を対象とした消費者保護のための横断的立法、消費者教育の推進、適格消費者団体に対する支援、消費者への身近な窓口となる地方における消費者行政の充実のほか、消費者事故等の調査体制の構築等、全ての被害者を実効的かつ迅速に救済するための法整備を行うことなどが必要である。政府機関の地方移転促進の検討において消費者庁・国民生活センターは徳島県への移転候補としていまだに検討対象となっているが，消費者庁・国民生活センターの徳島県移転が実現してしまえば、消費者行政機能の充実に反して機能低下を招くことは必至であり、引き続き反対していかなければならない。

**②　消費者契約法改正にむけて**

消費者契約法は2001（平成13）年4月に施行され、その実体法部分については、2016（平成28）年5月に改正法が成立した。この改正法の下でも消費者保護のために一定の役割を果たすことが期待されるところではあるが、消費者保護のために引き続き見直すべき点は多々みられ、現在もさらなる改正すべき課題の検討に入っている。消費者保護立法は、消費者を保護するだけでなく事業者にとっても適正な取引ルール設定の基盤となるものであるとの認識も含めて、消費者契約法の実効性を高める改正を早急に行なうべきよう改正を推進する取り組みを行うべきである。

**③　消費者信用法の成立に向けて**

消費者保護に必要な規制も各消費者保護法制の改正により強化されつつあるが、これら諸法を、社会に周知、徹底させ、消費者の利益に活用し、実効性あるものとしていくことが必要である。さらには、不招請勧誘禁止の実効的実現などまだなお検討すべき立法課題も残っている。

消費者保護のためより充実した法改正等に向けてなお積極的な取り組みをしていくことがわれわれ弁護士の責務である。

消費者契約の中でも特にトラブルが激増しているクレジットや消費者ローン等の消費者信用部門においては、多重債務や悪徳商法への加担を防止するための統一的かつ実効的な取引ルールの確立を目指した「統一消費者信用法」の制定が緊急課題である。日弁連では、2003（平成15）年8月21日、「統一消費者信用法要綱案」を取りとりまとめ発表する等、同法の制定を目指して精力的な活動を続けている。同法の必要性を市民に訴える努力がなお一層求められるとともに、新法のあるべき姿についての調査研究も不可欠である。

**④　自治体の消費者行政の充実・各消費者団体等の活動への協力**

地方消費者行政が貧困なままでは消費者保護は全うされない。消費者行政については、各地方自治体で消費者保護活動がなされているが、その人的・財政的規模はまだ十分とはいえない。また、各消費者団体等の活動も消費者被害の個別救済を超えて適正な消費者利益の保護のために必要であり、地方自治体の運営する消費生活センターや各消費者団体等と弁護士会との連携を推進することによって、消費者保護を実効あるものとして充実させていくことが肝要である。

**(3) 悪徳商法問題への取り組み**

　　商品先物取引、マルチ（まがい）商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）、ネガティブオプション、霊感商法等詐術的・脅迫的言辞を駆使した販売方法による消費者被害は、手を変え品を変えて続いており、ステルスマーケティングなど欺瞞的な勧誘方法も利用されることも多く、一部についてはむしろ増加傾向にある。

クレジット・リース取引は悪徳商法に多く利用されている実態があり、過剰与信、加盟店管理等についても厳しくクレジット・リース会社の責任を問う必要が出てきている。商品先物取引は法規制が強化されたことにより被害が激減しているが、悪質業者の匿名組合契約による出資、未公開株取引、オプション取引など消費者が高リスクの詐欺的投資商法によって被害は一向に減少する様子もなく、また高齢化社会の進展する中で高齢者のこれら商法の被害が増加しており、これらを防止する法規制等の対応が求められる。他方で銀行・証券会社が販売するリスク商品についても被害が発生しているのが現状であり投資商品被害への対策も課題となっている。

商品先物取引について、2011（平成23）年に、不招請勧誘の禁止が立法された。しかしながら不招請勧誘禁止を骨抜きとするような省令改正が行なわれ、被害が再び発生する懸念が生じている。これについては、2013（平成25）年10月28日付けで、東京弁護士会会長による反対と不招請勧誘の禁止範囲を市場デリバティブにまで及ぼすべきであるとの声明を発しているところであり、不招請勧誘禁止が消費者被害防止に寄与するものであることの認識を広めていくべきである。

2016（平成28）年5月には特定商取引法改正法が成立したが，消費者保護の観点からはまだ改善しまた新たに盛り込んでいく点が多々あり，今後も継続的に適切な消費者保護を取り入れた改正を推し進めるべきである。また、オフアス取引の一般化とPayment Service Providerの拡大への対応とクレジットカードのセキュリティ強化を目指した割賦販売法改正法が近く成立する見込みであるが、今次の改正でも消費者保護施策としては不十分な点がまだ存在するものであり、今後も消費者保護に向けての法改正の検討と働きかけが必要な状況である。また、近時はクレジットのみならず、電子マネーをはじめとした多様な決済手段が現れており、消費者被害にこれら新たな決済手段が関係している例も多くみられる。このような決済に関する法規制についても、適切な規制により消費者保護を推進すべき必要性が出てきていることにも留意すべきである。

現在、選挙権の18歳以上への未成年への付与と平仄をあわせるように成年年齢を引下げる方向で民法改正の検討が行われている。成年年齢を引き下げることは、新たに未成年者取消権の保護が及ばなくなる若年層が出現することとなり、これまで未成年者取消権が若年者の消費者保護のために大きな機能を果たしていたところ，悪徳業者が未熟な新たな成年層を新たなターゲットにする可能性はきわめて大きい。消費者保護の観点からは安易な成年年齢の引下げに反対すべきであり、成年年齢の引下げを実現可能とするには新たに成年とされる年齢層に対する教育、法制度上の保護施策を講じるといった環境整備が不可欠であるとの認識を共有しなければならない。

**(4) 多重債務・貧困問題への取り組み、**

多重債務者をターゲットにした悪質金融業者については、闇金対策2法の制定等によって一時期ほどの被害は減少しているが、オレオレ詐欺、融資保証金詐欺等の「振り込め詐欺」、またそれら詐欺の亜種ともいえる「メール交換サイト被害」（いわゆるサクラサイト被害）も増加し、また詐欺的手法も新たなものが出現してきている。

関係各機関においては、その予防・救済等に各種の取り組みをしているところであり、振り込め詐欺防止法を活用した被害救済にも弁護士をはじめとして取り組んでいるが、弁護士会としても被害救済・警察の取締強化等について強く提言・活動をしていくべきである。

　また、弁護士としては多重債務者救済と債務者の生活再建という本旨を見失うことのない多重債務者に関する事件処理を進めていくべきである。多重債務者問題の解決には、貸金業法等の適正な法規制とともに消費者の困窮保護に向けたセーフティネットの充実等の総合的施策が必要であるとの認識の下、個人に対する低金利の融資制度の検討や特に生存権保障の最後の拠り所である生活保護の運用実態が真にセーフティネットとして働くよう弁護士会としても国の施策として充実させていくよう今後とも強く働きかけることが必要である。

生活保護については、一部不正受給者の存在が過大視され、生活保護全体について厳しい視線もみられるところであるが、一部の不正によって全体が不公正かのようにみられることは誤りであり、生活保護の切り下げには強く反対していくべきである。経済構造の変化により、若年層の貧困化も指摘されるところである。セーフティネットがなおのこと重要となってきており一層の充実と弁護士の支援が必要となっている。

**(5) 食品の安全**

食品の安全については、消費者庁設置の契機ともなった問題でもあり、また福島原発事故による放射能汚染問題、健康食品問題等も未だ存在し消費者問題として継続的に検討し取り組むべき問題である。特に健康食品等については、その食品等の効果が一般消費者の理解・期待するところと異なるものがあり、これについて食品表示の適正及び国民の健康の維持・増進という観点からも問題があることを認識して検討し注意を喚起していくべきものである。

**(6) 消費者団体訴訟制度・集団的消費者被害回復制度**

2006（平成18）年5月に成立した改正消費者契約法で消費者団体訴訟制度が導入され、消費者契約の不当な契約条項の差止を適格消費者団体が請求できることとなった。さらに消費者団体訴訟制度は特定商取引法等の消費者関係諸法へも導入されたが、制度施行後も消費者保護の実効性確保のために見直していくべき問題点も存しており、さらなる検討を要する課題である。

多数の消費者被害について消費者団体等が代表して被害回復のための訴訟をすることが可能となる[消費者裁判手続特例法](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131212_008002.html)が2016（平成28年）10月に施行されたが，この制度の運用状況を今後注視しながら消費者被害救済に十分に資する制度に育てていく必要があり、今後制度の見直し・検討をしていくことが求められる。

消費者団体訴訟制度・集団的消費者被害回復制度では裁判手続が利用されることとなり、弁護士会としても法律専門家として弁護士がこれら制度の担い手たる適格消費者団体・特定適格消費者団体に対して支援しうる体制を確保すべく、積極的に取り組むことが求められる。

**(7) 公益通報者保護法**

企業不祥事が内部告発によって明らかとなることから、内部告発者を保護するための制度として公益通報者保護法が2006（平成18）年4月1日より施行された。しかし、本法による保護は限定的なものであり、利用の仕方によっては通報者の保護を十分に図れない結果を招きかねない。現在でも企業不祥事発覚の発端は内部通報者からの情報ということも多く、コンプライアンスの点からも公益通報者保護法の通報者保護の拡充など法見直しの不断の検討に取り組むべきである。東弁でも公益通報について適切な助言と協力を行うための公益通報者相談窓口を設置しているが、この窓口の市民への積極的広報についても取り組むことが求められる。

**(8) 消費者教育の普及**

　日弁連では、教師らとの懇談会等を継続的に行っている。東弁でも、1994（平成6）年度以来、東京都下の高等学校に対し、弁護士を消費者教育講座の講師として派遣するなどの取り組みをしている。未成年においても、ＳＮＳやオンラインゲームのトラブル増加などにより消費者としての被害も多くみられるところであり、ＩＴリテラシー教育とともに消費者としての教育の充実は喫緊の課題である。検討されている成年年齢の引下げに不可欠な環境整備には、若年者の消費者教育の充実は欠かせないことも明らかである。今後はなお一層、弁護士の講師料、派遣費用の公的負担等を含め、これを制度として確立・充実していくことが望まれる。